

社会貢献活動実践企業表彰例示

表彰要綱第3条(10)の表彰対象である「社会貢献活動実践企業」については、表彰要綱第4条(10)のとおり表彰の範囲及び資格が定められ、取扱要領第3条第3項により定義、第9条により推薦基準を定めています。

については、推薦基準である「福祉、子育て、文化、地域のつながり作り等の活動を3年以上にわたり実践している企業」について、下記のとおり例示しますので推薦の参考としてください。

1 社員に対するボランティア活動の奨励

全社員に対し、ボランティア・市民活動への参加を奨励するなど、組織的に社員が行う社会貢献活動を奨励、支援している企業

2 社会福祉施設への組織的なボランティア活動の実施

社会福祉施設に対する労力の提供や技術の支援など、福祉活動を行う社内クラブやグループなどによる組織的な活動を展開する企業

3 市民を対象とした文化活動の実施

文化活動をとおして、家族、親子、地域のつながりを深めることや、福祉のまちづくりを目的とする事業・活動を展開する企業

4 保有する施設の開放によるボランティア・市民活動等の支援

ボランティア・市民活動、地域社会の活動に対し、保有する施設を開放して集いの場、活動拠点を提供する企業

5 地域社会の活動に対する積極的な参画

地域社会の一員として、身近な地域の社会活動に積極的に参加・協力するとともに、市町村域の活動にも積極的に参画する企業

※ 上記5つの活動に絞り込むものではありません(あくまでも例示です。)。福祉的な視点を元に取り組まれる事業・活動は対象となりますので、ご推薦に当たってご不明な点がある場合は、埼玉県社会福祉協議会総務・人事部 社会福祉大会表彰担当へお問い合わせください。